

ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、
毅然とした対応を求める決議について

ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、毅然とした対応を
求めることに関して、別紙のとおり決議案を提出する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

いしかわ まさき
笠 井 まなみ
あ べ な お
たけいし よういち
石 川 まさゆき
沼 崎 雅 之
えびな 安 信
高 橋 ひでとし
菅 原 範 明
佐 藤 さだお
松 田 卓 也
杉 山 允 孝

ロシア大統領の北方領土不法上陸及び軍事拠点化に厳重に抗議し、
毅然とした対応を求める決議

2026年8月13日、ロシアのプーチン大統領が、我が国固有の領土である択捉島に不法に上陸した。現職のロシア大統領による択捉島訪問は初めてであり、我が国の主権及び国家の名誉を著しく侵害する暴挙として断じて容認できない。

8月は北方領土返還要求運動強調月間で、日本全国で精力的な署名活動や洋上慰霊が展開されている最中であり、また、元島民の方々の高齢化が進む中、四島交流事業や悲願である北方墓参の再開が見通せない状況が続いている。このような時期にあえて行われた今回の不法上陸は、元島民を始め、北海道民及び日本国民の切実な祈りと感情を著しく傷付けるものであり、国際社会における道義的・普遍的な政治道徳にも真っ向から反する行為である。

これに先立つ12日、同大統領は北方領土について、国際文書でロシア領と確定しているとの不当な見解を示し、我が国の正当な対ロ制裁に対して責任を転嫁する発言を行った。しかし、歴史的事実に鑑みれば、1945年8月のポツダム宣言受諾及び停戦命令の発令後、日ソ中立条約を一方的に破棄して行われたソ連による北方四島の占領は、国際法にのっとった正当な交戦の結果による占領とは根本的に性質を異にするものである。

我が国の対ロ外交は、領土問題を解決して平和条約を締結するという方針の下、1993年に調印された日露関係に関する東京宣言、1997年の首脳会談によるクラスノヤルスク合意などの前進が見られた。しかしながら、近年は、2020年のロシア憲法改正による領土割譲禁止規定や、同国による領土交渉そのものの否定、そして、北方領土の対米前線基地化に伴うミサイル基地建設や大規模軍事演習の実施など、日ロ双方の過去の外交努力を著しく損なう事態が頻発しており誠に遺憾である。

我が国が国際社会において名誉ある地位を占め、主権と平和を維持するためには、いかなる力による現状変更や恫喝にも屈してはならない。国においては、北海道知事の表明や道民の声とも軌を一にし、歴史的真相と正義に基づく毅然とした態度で対ロ外交をより一層力強く進めるべきである。

よって、本市議会は、次の事項が速やかに実行されるよう強く求める。

- 1 2020年のロシア憲法改正の実態を正視するとともに、プーチン大統領の択捉島不法上陸、歴史をわい曲する主張、並びに我が国周辺海域における不当な軍事拠点化に対し、政府として最大級の抗議を行い、北方領土の早期返還を求めること。
- 2 元島民の高齢化に鑑み、四島交流事業及び北方墓参の早期再開に向け、人道上の観点から国としてあらゆる外交的手段を尽くすこと。

- 3 日ソ中立条約破棄から続く不法占拠の歴史的眞実と不法性を国内外へ正しく発信するとともに、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携し、国際法を無視する行為に対する外交的・経済的圧力を強化すること。

以上、決議する。

旭 川 市 議 会